

いただいた主なご意見の概要と国土交通省の考え方

番号	主なご意見の概要	国土交通省の考え方
1	荷主からの無理な運行依頼等に対し、トラック事業者の安全運行を確保するために、荷主への勧告制度は有効であるものと期待する。事業法施行以来未だかつて一度も荷主への勧告が発動されていないことから、本制度を機動的に運用されたい。	これまでのところ、貨物自動車運送事業法に基づき、荷主への勧告を発動したことはありません。これは発動要件としている同一荷主に起因する悪質違反行為が反復して生じるといった事例がまだ生じていないためです。しかしながら、現行では勧告に至る前段として、荷主への警告システムを設けており、トラック事業者に対し過積載違反の行政処分を行う場合には、当該過積載違反に係る荷主に対し、過積載運行とならない貨物の運送依頼等、理解と協力を求める「協力要請書」を機動的に発出しているところです。
2	荷主が勧告に従わない場合には、罰則規定を設ける検討をすべきではないか。	現在、荷主勧告制度には罰則はありませんが、勧告に至る前段として、荷主への協力要請書の発出を行っています。罰則規定はないものの、協力要請を適切に行うことにより、十分に効果を挙げることができると考えております。
3	発生した違反行為について、荷主および元請事業者による明らかな下命が無い限り、法令遵守の徹底は、当該運行を行なう実運送事業者の運行管理に委ねられるべきものであり、これらの違反行為の発生事実のみをもって、一律に荷主及び元請事業者の責任を追及すべきではない。	荷主への勧告は、違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該一般貨物自動車運送事業者等に対する命令又は処分のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときに勧告を行うものであり、また、荷主への協力要請書は違法行為とならない貨物の運送依頼や理解と協力を求めるために発出するものであり、荷主の責任を追及するものではありません。